

実践的安全教育モデル 構築事業実践委員会を開催

1月24日(金)、通学路における児童生徒の安全確保体制の構築と交通安全に係る教育手法の研究などを目的とした標記委員会が行われました。

出席者は、交通安全を専門とする大学教授、北海道教育委員会、町内各校の教員、江差警察署上ノ国駐在所長、町PTA連合会長、町内会長などで、各委員からは、「ラウンドアバウトは使い勝手が良いほか、歩行者を確認しやすいので、事故を防ぎやすい。」「歩行者が信号機のない横断歩道で待っていても、一時停止をしない運転手が多い。」など、横断歩道に関する意見が多く出されました。

今回の議論を通して、各機関の取組に対する情報共有が図られたほか、今後も地域全体で児童生徒の安全確保を行うことについての共通理解が得られました。



八十科前教育委員 檜山管内教育委員会連絡協議会功労者 受賞

表彰を受けた
八十科前教育委員



2月4日(火)、八十科前教育委員が檜山管内教育委員会連絡協議会功労者として表彰されました。八十科氏は15年以上の永きにわたり協議会の会員としてご活躍され、檜山管内の教育振興に寄与されました。

また、学校グラウンドの整地などの地域貢献に積極的に取り組まれ、檜山KWB野球協会会長としても檜山のスポーツ振興にも尽力されております。この度の受賞、誠にありがとうございます。

奨学資金に関するお知らせ

町では、大学・短大・高専・専修学校・高校などに在学または進学したい方が、経済的な理由により修学困難である場合に、奨学資金の貸付けを行っています。

■貸付金額

- | | |
|---------------------------|-------|
| ①大学・正看護学校 | 月額4万円 |
| ②短大・高等専門学校
専修学校専門課程 | 月額3万円 |
| ③高等学校・準看護学校
専修学校高等課程など | 月額2万円 |

■申請方法

申請書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて教育委員会学校教育グループに提出してください。

申請書は教育委員会窓口を設置しているほか、町ホームページからもダウンロードが可能です。

■申請に必要な書類

- ①奨学資金貸付申請書
 - ②在学証明書および成績証明書※
 - ③申請者および保護者などの世帯全員の住民票
 - ④保護者などの納税証明書または非課税証明書
- ※②の例) 高校から大学へ進学し、4月以降に申請した場合、大学の在学証明書(4月以降の証明日)および高校の成績証明書が必要です。

■その他

- ・申請書(奨学資金貸与対象者)の住所を上ノ国町外に移している場合は、本人の戸籍抄本が必要です。
- ・貸付の可否は上記の書類に基づき選考し、決定します。貸付終了後、1年間の据置期間を設けたのち、10年間で償還(無利子)します。

将来、上ノ国町内の医療機関で医師として勤務を希望する方や、町内医療機関または道立江差病院で看護師として勤務を希望する方は「上ノ国町医療従事者養成支援修学資金貸付制度」を利用できます。

詳細につきましては、保健福祉課健康支援グループにお問い合わせください。

奨学資金貸付に係る申請書ダウンロードはこちらから

<https://www.town.kaminokuni.lg.jp/hotnews/detail/00002198.html>



問い合わせ先

「奨学資金貸付」に関すること

教育委員会事務局 学校教育グループ ☎0139-55-2230

「医療従事者養成支援修学資金貸付制度」に関すること

保健福祉課 健康支援グループ ☎0139-55-4460

